



相互協議 P1

相互協議

財務大臣は相互協議 (MAP) に関する規則 No.49/PMK.03/2019 (以下「PMK-49」) を公布しました。PMK-49は2019年4月26日から適用され、従来の財務大臣規則 No.240/PMK.03/2014 (以下「PMK-240」) は撤廃されます。

インドネシア政府はOECD/G20 BEPS 行動計画の行動14にて規定される最低限の基準を採用し、紛争解決メカニズムの有効性を高める姿勢を示しています。PMK-49では、相互協議の手続、タイムライン及びフォローアップアクションに関する更なる法的確実性を提供しています。従って、インドネシア当局のポジションペーパーの作成、及び品質管理チームによる審査等のいくつかの内部手続を省略して、相互協議手続の簡素化を図っています。

相互協議の申立て

PMK-240と同様に、下記の当事者は相互協議の申立てをすることができます。PMK-240からの変更点は下記に赤字で示しています：

1. インドネシア納税者 (*Wajib Pajak Dalam Negeri*)
2. 居住地を二重に有するインドネシア国民 (*Warga Negara Indonesia*);
3. インドネシア国税総局 (DGT)、又は
4. 租税条約締結相手国の権限を有する当局 (CA)

申立者	インドネシア納税者	居住地を二重に有するインドネシア国民	租税条約締結相手国の権限を有する当局	DGT
申立先	納税者の登記地の所轄 税務署長	DGTの国際租税局長		
申立期限	租税条約で規定する期限、又は 租税条約に期限が規定されていない場合、下記の時点から3年以内 : 1. 更正決定通知書の日付 2. 納税証明書、源泉徴収票、若しくは税金追徴書の日付、又は 3. 租税条約の規定に適合しない課税に係る措置の通知日		租税条約の規定に従う	
添付資料	1. 租税条約の規定に適合しない課税に係る措置に関連する居住者証明書又は租税条約締結相手国における居住状況を証明するその他の証明書 2. 租税条約の規定に適合しない課税に係る措置を示す、又は租税条約締結相手国による差別的取扱いを示す一連の根拠資料 3. 申立者が根拠資料を網羅的かつ適時に提出することを宣言する声明書 注: この段階では、完全な根拠資料一式を提出する必要はない。			

相互協議を申し立てた事案も国内法による救済手続が適用されます(即ち、異議申立、税務裁判所への控訴、又は不適切な更正決定通知書に対する課税額の減算調整若しくは取消)。

相互協議の申立ての精査

インドネシア納税者及び居住地を二重に有するインドネシア国民による相互協議の申立て

DGTは提出された相互協議申立書を精査し、不備のない相互協議申立書を受理した日から1ヶ月以内に下記の通知を発行します:

1. 相互協議の申立てが承認された場合:
 - a. 申立者に対し、相互協議の申立ての承認を通知、及び
 - b. 租税条約締結相手国の権限を有する当局に対し、相互協議の申立てを提出
2. 相互協議の申立てが却下された場合:
 - a. 申立者に対し、却下理由が記載された却下通知書の発行

DGTが上記の通知を1ヶ月以内に発行しなかった場合、相互協議の申立ては承認されたものとみなされます。

しかし、租税条約締結相手国の権限を有する当局から、相互協議の申立てを行ってから8ヶ月以内に返答が無い場合、DGTは以下の通知を行います：

1. 相互協議が開始されない旨の通知、及び
2. 租税条約締結相手国の権限を有する当局に対し、相互協議の申立ての取り下げを通知

相互協議の申立てが却下された、若しくは租税条約締結相手国の権限を有する当局からの返答がない場合、申請者は相互協議の申立期限内であれば、再度申立てをすることができます。このような遅れを回避するために、インドネシア納税者においては、租税条約締結相手国の関連者と協力し、租税条約締結相手国の権限を有する当局からの速やかな返答を促すことを確保することが重要です。

相互協議の申立てが一旦承認されると、インドネシア納税者及び居住地を二重で有するインドネシア国民は、承認通知日、又はDGTからの相互協議の申立ての評価結果通知期限から2ヶ月以内に、相互協議申立書に記載される全ての根拠資料を提出しなければなりません。この期限を過ぎた場合、DGTは相互協議の実施を中止し、関係する全ての当事者に対し、その旨を書面にて通知します。

租税条約締結相手国の権限を有する当局による相互協議の申立て

DGTは提出された相互協議申立書を精査し、不備のない相互協議申立書を受理した日から1ヶ月以内に下記の通知を発行します：

1. 相互協議の申立てが承認された場合：
 - a. 租税条約締結相手国の権限を有する当局に対し、相互協議の申立て手続き開始の通知、及び
 - b. 当該インドネシア納税者に対し、申立ての承認の通知
2. 相互協議の申立が却下された場合：
 - a. 申立者に対し、理由を付した却下の通知

DGTが上記の通知を申立ての受理日から1ヶ月以内に発行しない場合、相互協議の申立ては承認されたものとみなされます。

DGTによる相互協議の申立て

DGTが相互協議申立者となる場合、DGTは書面による通知を租税条約締結相手国の権限を有する当局及び当該インドネシア納税者に対して送付します。

租税条約締結相手国の権限を有する当局から、相互協議の申立日から8ヶ月以内に返答が無い場合、DGTは以下の通知を行います：

1. 相互協議が開始されない旨の通知、及び
2. 租税条約締結相手国の権限を有する当局に対し、相互協議の申立ての取り下げを通知

PMK-49では、インドネシア納税者が申請した事前確認制度（APA）を機能させるために、DGTが相互協議の合意を必要とする旨を規定していることは特筆すべきです。APAのロールバックは許容されませんが、DGTによる過年度の租税紛争解決のための取組みが見て取れます。

相互協議の実施

DGTと租税条約締結相手国の権限を有する当局との間の相互協議は下記の時点から起算して最長で24ヶ月間実施されます：

1. 租税条約締結相手国の権限を有する当局から相互協議の申立てを受領した時点、又は

2. 租税条約締結相手国の権限を有する当局に相互協議の申立てた時点(申立者にはインドネシア納税者、居住地を二重に有するインドネシア国民、若しくはDGT自身が含まれる)

当該協議期間は従来規定されていた3年間よりも短い期間となっております。PMK-49では期限延長については特に規定していません。

DGTは下記の権限を有します:

1. 下記の者に対して追加情報、証拠及び/又は説明を要求すること:
 - a. 申立者であるインドネシア納税者又は居住地を二重に有するインドネシア国民
 - b. 申立者がDGT又は租税条約締結相手国の権限を有する当局である場合、当該インドネシア納税者、及び/又は
 - c. その他関係者
2. 申立者であるインドネシア納税者又は居住地を二重に有するインドネシア国民の事業所を訪問すること、又は申立者がDGT又は租税条約締結相手国の権限を有する当局である場合、当該インドネシア納税者の事業所を訪問すること
3. 租税条約締結相手国の権限を有する当局と租税に関する情報の交換を行うこと、及び/又は
4. 相互協議目的で調査を行うこと

一方、租税条約締結相手国の権限を有する当局は下記を通じて情報、証拠及び/又は説明を求めることができます:

1. DGTへの資料依頼書の交換、及び/又は
2. 協議時のDGTに対する直接要求

上記の規約違反があった場合、DGTは相互協議を終了することができ、全ての関係者に対しその旨を書面にて通知します。

相互協議の終了

従来のPMK-240の規定と同様に、DGT並びに租税条約締結相手国の権限を有する当局の双方ともに、相互協議の合意に至る前のいずれの時点において相互協議を終了する旨の申し入れを行うことができます。

特に、インドネシア納税者及び居住地を二重で有するインドネシア国民が取り下げの申し入れを行う場合には、申立てから6ヶ月以内に通知をDGTに送付しなければなりません。DGTは取り下げの申し入れを精査し、その受領の日から10営業日以内にその通知を発行します。

申立者からの取り下げの申し入れが承認された場合、DGTは相互協議の手続きを終了し、その旨を書面にて全ての関係当事者に通知します。

相互協議の結果

相互協議の結果には次の2通りがあります:

1. 合意、又は
2. 不合意(下記のケースに該当する場合):
 - a. 双方が不合意とすることで協議が決着した
 - b. 協議期限までに合意に至らなかった

- c. 協議が合意に至っていないとしても、国内法による救済手続である税務裁判所での判決が言い渡された、
- d. 協議が合意に至っていないとしても、時効が成立した、又は
- e. インドネシア納税者が相互協議を申立てた納税年度についてタックス・アムネスティ・プログラムを適用した

DGTは租税条約締結相手国の権限を有する当局との書面による通知の交換が完了してから1ヶ月以内に決定通知書を発行し、双方の税務当局が交渉結果に基づき関連手続を実施します。

相互協議の結果後の手続き

PMK-49では、相互協議の結果が確定した後にインドネシア納税者又はDGTがとるべき手続きについて詳細を規定しています：

1. 更正決定通知書の発行前に相互協議が合意に至った場合：
 - 関連するインドネシア納税者は、DGTの相互協議の結果に関する決定通知書の発行から3ヶ月以内、若しくは時効の期限日までに納税申告書の誤謬について、修正申告書又は自主開示を提出する。又は
 - インドネシア納税者が上記手続きを怠った場合、DGTは相互協議の結果を勘案した更正決定通知書を発行する。
2. 不適切な更正決定通知書の課税額減算調整又は取消に関する決定通知書の発行前に相互協議の合意に至った場合：
 - DGTは相互協議の結果を勘案した課税額減算調整又は取消に関する決定通知書を発行する。
3. 不適切な更正決定通知書の課税額減算調整又は取消に関する決定通知書の発行後に相互協議の合意に至った場合：
 - DGTは相互協議の結果を反映させるために、当該決定通知書を職権で訂正する。

その他の規定

従来のPMK-240に基づき依然として継続中でありDGTの決定が出されていない相互協議については、今般のPMK-49の規定に基づき処理されます。該当するインドネシア納税者においてはDGTと協議しどのような変更や遅延(もしあれば)が生じるのかを明確にすることが推奨されます。

PMK-49における一部の細則は今後の国税総局長官規則にて決定されます。

結論

従来のPMK-240の後続規則としての今般のPMK-49の公布により、相互協議はインドネシア納税者にとって租税紛争解決の代替案としてより注目度が高まるものと予想されます。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@id.pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Dany Karim
dany.karim@id.pwc.com

Mohamad Hendriana
mohamad.hendriana@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Deny Unardi
deny.unardi@id.pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com


Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

 PwC Indonesia

 @PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2019 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.